

第 2 2 期 第 2 8 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年12月11日（月）午後3時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	山 本 幸 宏
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	堀 内 精 二
	〃	竹ヶ原 公
	欠席委員	柴 田 武 信
	〃	佐々木 信 昭
〃	黒 滝 洋 子	
〃	東 信 行	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主任専門員	八 島 美 奈 子
	非常勤事務員	鳴 海 留 美 子
県 側	水産振興課 副 参 事	三 橋 潤 一 郎
	技 師	澤 田 篤
	西北地方水産事務所 所 長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所 所 長	泉 田 哲 志

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第28回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員の皆様には、委員会の開催の御案内を申し上げたところ、年末の慌ただし折、御多忙中の中、御出席をいただき感謝しております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として、議案1件、報告事項1件の審議が予定されております。

委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら円滑に進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、田村委員と山本委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

では、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。
事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長

それでは、県から補足説明があれば、お願ひいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料を1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

いつものように漁業種類、漁業を営む者の資格、許可または起業の認可をすべき船舶等の数について説明させていただきます。

まず最初、なまこ雑けた網漁業でございます。

2段に分かれておりまして、上段が西共第27号ということで、竜飛今別漁協の組合員行使権者、16隻となっております。下段の方は、西共第25号ということで、竜飛今別漁協と三厩漁協の組合員行使権者ということで24隻となっております。

2ページ、下の段にいきまして、うに雑けた網漁業でございます。

西共第25号ですので、竜飛今別漁協と三厩漁協で24隻となっております。

3ページ目に参ります。

ほっけ・めばる固定式刺し網漁業でございます。

深浦町に住所を有する者ということで、5隻となっております。

3ページ目下段が、なまこ固定式刺し網漁業でございます。

西共第45号ということで、平内町漁協の組合員で1隻となっております。

4ページ目に参ります。

かれい固定式刺し網漁業です。

平内町に住所を有する者ということで1隻となっております。

続いて、5ページ目に参りまして、べにずわいがにかご漁業でございます。

深浦町に住所を有する者ということで1隻となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、

御意見等ございましたらお願いいたします。

御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、御質問、御意見もないようですので、議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

これで議案を終了し、次に報告事項に入ります。

①の「知事管理漁獲可能量の変更について」青森県くろまぐろ、大型魚、小型魚の漁業の説明でございます。県からの説明、よろしくお願いいたします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 澤田技師

それでは、報告事項の特定水産資源である、くろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について御報告させていただきます。

お配りしております報告資料を御覧ください。

令和5年11月29日付けで、県は、漁業法第16条第5号において準用する同条第4項の規定に基づき、知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

変更内容の概要については、30キログラム未満の小型魚が369.2トンから8.0トン減って361.2トン。30キログラム以上の大型魚が557.3トンから8.0トン増えて565.3トンとなっております。

これは、本県の小型魚の知事管理漁獲可能量と徳島県の大型魚の知事管理漁獲可能量とを交換したことになるものです。

なお、これらの変更については、法第16条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続き迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮問せずに行う手続きし、手続き後に報告する旨、令和5年1月6日付け青水振第1343号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

こちらからの説明は以上です。

会 長

ただ今、県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がございましたらお願いいたします。

他に補足説明等、ございますか。

ないですか。

特に御質問もないようですので、それでは、本日予定した議事を全て終了し、以上、これもちまして第22期第28回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後3時36分